

季節労働者の皆様へ



石狩市



さけ子

ジョブガイド いしかり

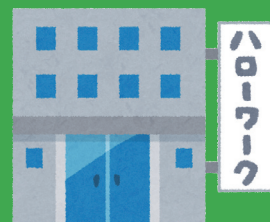


さけ太郎

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会では、季節労働者の方の通年雇用化を支援することを目的に国の委託を受け、石狩市ふるさとハローワークにおいて就職促進事業（就労相談窓口）を行っています。

「ジョブガイドいしかり」は

石狩市ふるさとハローワークの愛称で石狩市と札幌北公共職業安定所（ハローワーク札幌北）が共同で設置している職業紹介サービス施設です。



場 所

石狩市役所 2階
石狩市花川6条1丁目30-2
☎ 0133-75-8609

日 時

月曜日～金曜日
9時30分～17時00分まで

休業日

土・日・祝日
及び年末年始

ジョブガイドいしかりで できること



- 仕事（職業）の相談や紹介
- 石狩市内及び近郊の求人情報の提供
- 紹介状の発行
- ハローワーク日刊求人情報の提供
- ハローワークの求人情報の検索（求人検索システム3台設置）

ジョブガイドいしかりで できないこと



- 雇用保険の手続き（事業主・労働者）
- 求人募集（事業主）
- 職業訓練等の問い合わせ・申し込み
⇒上記については、ハローワーク札幌北へお問い合わせください。
（浜益区はハローワーク滝川へ）

ハローワーク滝川 ☎ 0125-22-3416

ハローワーク札幌北 ☎ 011-743-8609

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会では以下の事業も実施しています。

就業アドバイザーによる 就労相談窓口



- 《受付時間》 月・水・木曜日(祝日及び年末年始を除く)
11:00～17:00(事前予約制)
- 《受付内容》 就業にかかわる諸相談
履歴書・職務経歴書の書き方
面接対応のアドバイス
- 《開設場所》 ジョブガイドいしかり内

季節労働者資格取得支援事業

助成申込みの流れ

ご利用の際は、まず事前にご相談ください。

1

お問い合わせ 協議会で以下の確認をします。

- ①助成対象者(右の「支援対象者」に該当する方)
- ②受講を希望する教育訓練の内容

2

お申し込み 以下のものをご持参ください。

- ①教育訓練に要する受講料・日程などのわかる資料
- ②対象者であることがわかるいずれかの証明書
 - 雇用保険被保険者証
 - 雇用保険特例受給資格者証
- ③印鑑

3

受講・受験

資格取得検定試験に「合格」した場合のみ助成されます。

4

助成金交付申請 以下のものをご持参ください。

- ①資格取得・合格の証明書
 - ②印鑑
 - ③受講にかかった費用の領収証
 - ④本人名義の通帳
- ※必ず3月17日までに助成金交付申請手続きをしてください。

5

指定口座に助成金振込

注意

- ※教育訓練機関や受講内容によって、助成対象にならないことがあります。
- ※ハローワークの短期訓練受講費を支給されている方は、助成対象となりません。
- ※交通費、試験の受講料については、助成対象に含まれません。
- ※予算に到達しだい終了します。

対象経費の**30%**
最大**10万円**までを
助成します

支援対象者

石狩市に住民登録のある方でいずれかの要件にあてはまる方

「本年度の短期雇用特例被保険者」
として雇用されている方

必要なもの ●雇用保険被保険者証

離職者で直前に

「前・本年度の短期雇用特例被保険者」
であった方

必要なもの ●雇用保険特例受給資格者証
もしくは
●雇用保険被保険者 離職票(1・2)
上記どちらか必要です

離職者で直前の雇用保険が一般被保険者
等(高年齢被保険者を含む。以下同じ)であったが、その
離職に係る雇用保険の受給資格がない方
で、かつ、前々職が「前・本年度の短期
雇用特例被保険者」であった方

必要なもの 前々職の離職に係る確認書類
●雇用保険特例受給資格者証
直前の離職に係る確認書類
●雇用保険被保険者 離職票(1・2)
上記両方必要です

厚生労働省委託事業実施協議会

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2 石狩市役所 企画経済部 商工労働観光課内
☎ 0133-72-3166 FAX 0133-72-3540

詳しくは 石狩市 季節労働

検索

お問合せ